

連載

知っていますか？

自治基本条例

最終回
No.12

4月から進めている「自治基本条例」点検作業の第5回（最終）有識者会議が8月25日（火）に行われ、「答申書」が完成。後日、市長に「答申書」を提出しました。1年間連載してきた本コーナーは最終回となりますが、答申の内容を考慮したうえで、条例の周知について検討してまいります。

8月10日（月）実施 専門部会

第4回有識者会議で課題とされた「条文の文言修正」について、委員数人による専門部会が開催され、次の結論が出されました。

- ① 今回の修正は求めないが、5年後の条例見直しに向けて、さらにわかりやすくするよう、有識者により検証する機会を設ける
- ② わかりやすいパンフレットを作成する

この専門部会の結論を踏まえ、座長、副座長と事務局で「答申書案」を作成しました。

8月25日（火）実施 第5回有識者会議

「答申書案」の内容の協議が行われ「答申書」が完成しました。



▲第5回有識者会議の様子

4月からの計5回にわたる有識者会議では、諮問で提示された内容のほか、まちづくりのために必要な取り組みについての議論も重ね、この内容は答申書にも盛り込まれています。

9月8日（火） 「答申書」提出

5回にわたる有識者会議での協議を終え、白井座長、尾矢副座長、黒井副座長が名寄庁舎を訪れ、答申書を市長に提出しました。

答申書の内容

【諮問に対する答申】

- ① 市の状況、社会情勢の変化などによる条例改定の必要はない。
- ② 条例を市民に浸透させるために次の取り組みを要望する。
- ◇ 条例に関する説明文を市民にとってわかりやすくなるようにあらためる。
- ◇ 5年後の条例見直しに向け、市民にとってわかりやすい条文になるよう、有識者による文言や文章を検討する機会を設ける。
- ◇ 中学生や高校生でも理解できるパンフレットを作成する。
- ◇ 市民と市の相互理解や連携協力によるまちづくりを進めるため、議論や対話の場をコーディネートできる人材の育成や活用などの工夫を行う。
- ◇ 行政情報の発信は「市民に届いたかどうか」という成果を意識し実施する。

【付帯意見】

- ① 市民は行政だけに頼らず、自主的にまちづくりに取り組む。
- ② 市民との対話型議論をさまざまな場面で実践する。



▲答申書を市長に提出

問い合わせ

企画課企画調整係

（名寄庁舎3階）

☎01654③2111

（内線3311）

FAX 01654③9083

✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp

※答申書や有識者会議の会議録は、市ホームページに掲載しています。

HP <http://www.city.nayoro.lg.jp/>

（トップページ）暮らしの情報

まちづくり住民自治・町内会

自治基本条例